



[裏面]

真庭市心身障害者医療給付条例（抜粋）

（平成17年真庭市条例第152号）

（医療費の範囲）

第4条 この条例により給付をする医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養費の支給の対象となる療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用（診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用（医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等（条例を含む。）の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に相当する額を控除する。）から一部負担金（総医療費の100分の10に相当する額（受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額））を控除した額とする。

（医療費の返還）

第14条 偽りその他不正の行為によって給付を受けた者があるときは、市長は、その者から給付した医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による給付を行った場合において、市長は、当該第三者に対し給付した費用を求償するものとする。ただし、給付を受けた者が第三者から同一の事由に基づいて損害賠償を受けたときは、市長は、その者から給付した費用の全部又は一部を返還させるものとする。